

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成26年5月22日(木)午後3時から午後4時まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(25名)

1番 鈴木正夫 委員	2番 菱木信治 委員
3番 伊能正啓 委員	4番 熱田幸子 委員
5番 鈴木一郎 委員	6番 江波戸博 委員
7番 大木岩五郎 委員	8番 岩井淳 委員
9番 渡邊弘仁 委員	11番 塚本虎之助 委員
12番 椎名正和 委員	13番 伊藤定夫 委員
14番 川口京子 委員	15番 太田忠治 委員
16番 大木清 委員	17番 及川誠 委員
19番 伊藤秀雄 委員	20番 加瀬浩市 委員
21番 林豊 委員	22番 増田正義 委員
23番 大木傳一郎 委員	24番 石毛利雄 委員
25番 菅谷守夫 委員	26番 伊藤幸夫 委員
27番 熊切清 委員	

4 欠席委員(2名)

10番 實川元久 委員 18番 大木一夫 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 15件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について  
4件

議案第3号 農地買受適格証明願について 2件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について  
3件

議案第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)  
について (別冊)

議案第6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)につ  
いて (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者  
(農業委員会事務局)  
事務局長ほか2名

## 7 会議の概要

事務局 ただ今から平成26年度5月定例農業委員会総会を開会いたします。  
はじめに、増田会長から御挨拶をお願いいたします。

増田会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦労様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち  
ょう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中25名で定足数に達しておりますので、総会  
は成立しております。  
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること  
となっておりますので、以降の議事の進行は増田会長にお願いします。

議 長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい  
たします。  
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて  
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認めます。  
よって議事録署名委員は、19番伊藤秀雄委員、20番加瀬浩市委員を  
指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議 長 続きますして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申  
請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番及び3番と4番及び9番は賃借権に関する件、番  
号2番と5番から8番までと10番から15番までは所有権移転に関する  
件であります。

**【議案第1号、番号1番から15番までを議案書をもとに朗読】**

番号1番から15番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

5番 　番号1番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

2番 　番号2番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

番号3番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

番号4番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

17番 　番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしており、所有農機具など  
からも問題ないと思われ  
ます。

16番 　番号6番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

11番 　番号7番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

1番 　番号8番について、譲受人は意欲的に営農をしており、自作地の隣接地  
で作業効率の向上と規模拡大を図るもので問題ないと思われ  
ます。

23番 　番号9番について、後継者は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしており問題ないと思われ  
ます。

21番 　番号11番と12番について、譲受人は同一人です。隣接地を耕作して  
おり規模拡大を図るものです。労働力については後継者がおり問題ないと思  
います。

4番 　番号13番について、譲受人は意欲的に営農をしており、問題ないと思

います。

番号14番について、譲受人は意欲的に営農をしており、問題ないと思います。

3番 番号15番について、譲渡人は隣接地を耕作しており規模拡大を図るもので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、4件でございます。

**【議案第2号、番号1番から4番までを議案書をもとに朗読】**

番号1番は、建売分譲住宅用地として田畑計1361㎡を譲受け、建設する計画です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、太陽光発電設備用地として畑1423㎡を借受け、設置する計画です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、資材置場用地として畑500㎡を譲受け、設置する計画です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、専用住宅用地として現況畑112㎡とその隣接地を利用し建設する計画です。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

7番 　番号1番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

1番 　番号2番について、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

21番 　番号3番について、既設の資材置場が手狭となったため、新たに資材置場を計画するもので、周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

6番 　番号4番について、子供の成長に伴い新たに、専用住宅を現況畑112㎡とその隣接地218㎡を併せて計330㎡に計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議長 　議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議長 　御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長 　挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。  
申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番及び2番を議案書をもとに朗読】

番号1番及び2番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

3番 番号1番について、申請者は、経営規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

す。  
番号2番について、申請者は意欲的に営農をしており、規模拡大を図るもので、労働力、所有農機具などからみても問題ないと思われま

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地買受適格証明願について」の番号1番及び2番について質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、3件でございます。  
 あっせん申出番号1番については、畑1筆を賃借したいとのことです。  
 あっせん申出番号2番については、田2筆と畑5筆を売買したいとのことです。  
 あっせん申出番号3番については、田5筆と畑1筆を売買したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に14番川口京子委員、15番太田忠治委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に4番熱田幸子委員、21番林豊委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に3番伊能正啓委員、26番伊藤幸夫委員を、選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に14番川口京子委員、15番太田忠治委員を、あっせん申出番号2番のあっせん委員に4番熱田幸子委員、21番林豊委員を、あっせん申出番号3番のあっせん委員に3番伊能正啓委員、26番伊藤幸夫委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
 よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第5号「平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」採決に入ります。

議案第5号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第6号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。

議案第6号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。



(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
次にその他でございますが、何かございますか。

(「なし。」の声あり)

議 長 ないようですので、本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	15件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	4件
議案第3号 農地買受適格証明願について	2件
議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について	3件
議案第5号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価(案)について	(別冊)
議案第6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これもちまして、平成26年5月22日の匝瑳市農業委員会の定例総会  
を閉会いたします。